

●スプレー缶・カセットボンベの排出ルール変更について

札幌市では、スプレー缶・カセットボンベ（以下「スプレー缶類」という。）の穴あけによる火災や、スプレー缶類が原因となるごみ収集車両火災事故防止のため、平成 29 年 7 月 1 日から、スプレー缶類の排出ルールを変更します。

これは、平成 27 年 10 月から清田中央地区で、平成 28 年 4 月から清田区全域で、試験的に実施している排出ルールの変更を全市に拡大して行うものです。この変更により、スプレー缶類は、穴をあけずに安全に排出できるようになるほか、排出日が「燃やせないごみ」の収集日から「燃やせるごみ」の収集日となることで、排出機会が増加します。

新たな排出ルールによる収集が円滑に始められるよう、今後、市民の皆さまへの周知に取り組んでいきます。

1 スプレー缶類の排出ルール変更について

(1) 対象品目

スプレー缶、カセットボンベ

(2) 変更日

平成 29 年 7 月 1 日（土）（収集開始初日は 7 月 3 日（月））

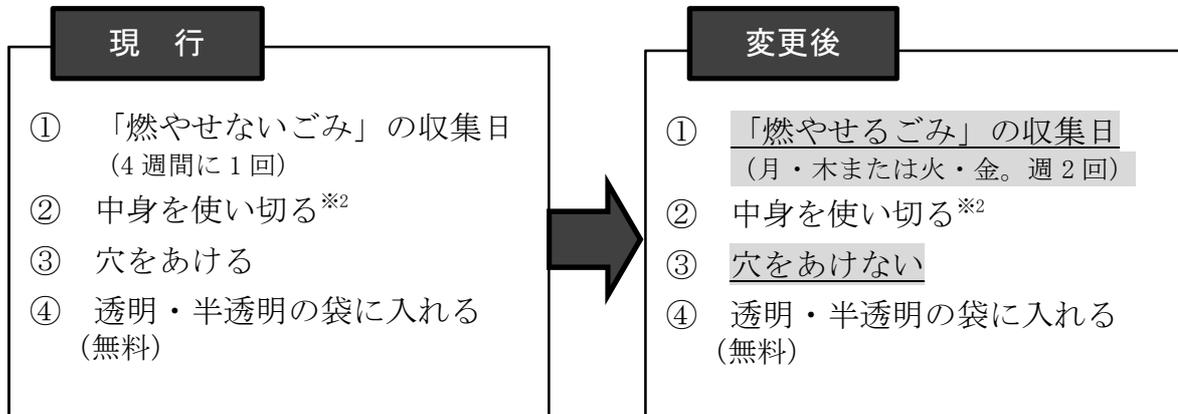
(3) 変更の経緯・目的

これまでスプレー缶類の誤った方法による穴あけが原因とみられる住宅火災や穴あけされていないスプレー缶類が原因のごみ収集車両火災が発生し、課題となっていた。

この状況を改善するため、スプレー缶類の排出方法の見直しを検討し、平成 27 年 10 月から清田中央地区で、平成 28 年 4 月から清田区全域をモデル地区^{※1}として、新たな排出ルール（1 (4) の方法）による収集を実施したところ、穴あけによる住宅火災はなく、ごみ収集車両の火災事故も大幅に減ったことから、全市に拡大して実施することとした。

※1 モデル地区収集の詳細については、3 を参照。

(4) 変更内容



※2 中身が残っているスプレー缶類は、消防署（出張所を含む）や清掃事務所、地区リサイクルセンターにおいて無料引き取りを実施している。

2 市民への周知について

広報さっぽろ6月号へ掲載するほか、周知チラシ（7～9月の収集日カレンダー付き）を6月中に全戸配布。

環境局ホームページ（<http://www.city.sapporo.jp/seiso/>）にも6月から概要を掲載する。



3 清田区におけるモデル地区収集について

(1) 内容

平成 27 年 10 月から清田中央地区で、平成 28 年 4 月から清田区全域で、1 (4)の方法による収集を実施。

(2) モデル地区の人口・世帯数（モデル地区収集の開始時点）

ア 清田中央地区：人口：19,183 人、世帯数：8,268 世帯

イ 清田区全域：人口：114,988 人、世帯数：51,840 世帯

(3) モデル地区収集の実施結果（清田区全域）

ア 火災発生状況

「燃やせないごみ」の収集日でのごみ収集車両火災は、平成 27 年度の 7 件から平成 28 年度は 3 件に減少。なお、「燃やせるごみ」の収集日での同車両火災は発生していない。

イ 抽出調査

平成 28 年 4 月に実施した約 300 世帯を対象とした抽出調査では、「燃やせるごみ」の収集日における指定ごみ袋（有料）内へのスプレー缶類混入はなし。また、「燃やせないごみ」の収集日における指定ごみ袋内へのスプレー缶類混入数が大幅に減少（実施前 50 本→実施後 3 本）した。

4 その他

(1) ライターの排出ルール変更について

使い切っていないライターのガスによるごみ収集車両火災を防ぐため、7 月 1 日から、指定ごみ袋に入れるルールから透明・半透明の袋（無料）に入れるルールに変更する（排出日は現行の「燃やせないごみ」の収集日のまま変更なし）。

<参考：スプレー缶類を穴あけ不要で収集している都市>

政令指定都市では、札幌市を除く 19 都市中、さいたま市、川崎市、横浜市等の 15 都市で実施。なお道内では、函館市・苫小牧市・江別市・旭川市等で実施している。

問い合わせ先

環境局環境事業部業務課 榎野・越後

電話：211-2916、ファクス：218-5105